

○廿日市市建設工事総合評価方式試行要領

平成 19 年 12 月 25 日

告示第 169 号

改正 平成 22 年 7 月 1 日告示第 123 号

平成 23 年 12 月 19 日

平成 28 年 3 月 18 日告示第 28 号

平成 29 年 3 月 28 日告示第 35 号

令和元年 6 月 25 日告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2（第 167 条の 13 により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 この要領は、次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (2) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (3) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とさ

れる工事

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価方式を実施するに当たり、令第167条の10の2第4項及び5項(第167条の13により準用される場合を含む。)の規定による学識経験を有する者による意見聴取は、総合評価審査委員会を通じて行わなければならない。

(入札公告等)

第5条 市長は、総合評価方式で建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知する。

- (1) 総合評価落札方式を適用する入札である旨
- (2) 落札者決定基準及び評価の方法
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(入札時に必要な資料)

第6条 市長は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 必要な技術資料等を提出しない入札者による入札又は当該技術資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。

3 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 第7条の評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は10～50点の範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第9条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、加算点に標準点（基礎点）の100点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点＝標準点（基礎点）＋加算点

評価値＝（技術評価点／入札価格（千円））×1,000

(落札者決定の方法)

第10条 市長は、落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第11条 入札終了後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立ての方法)

第12条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、落札者の公表を行った日の翌日から

起算して2日（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に苦情申立書（別記様式第1号。以下「申立書」という。）により市長に申立てることができるものとする。

- 2 申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。

（苦情申立手続等の教示）

第13条 市長は、前条第1項の規定により苦情申立てができる者から求められたときは、苦情申立てができる事項、期間及び手続について教示しなければならない。

（苦情申立てへの回答）

第14条 市長は、第12条第1項の規定による苦情申立てがあった場合は、当該苦情申立てを行うことができる日の末日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に当該苦情申立てを行なった者（以下「申立者」という。）に対し、苦情申立回答書（別記様式第2号。以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（苦情申立ての却下）

第15条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、当該苦情申立てを却下することができるものとする。

- 2 前項の規定により苦情申立てを却下したときは、申立者に対して却下通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第16条 市長は、申立者に回答を行なったときは、申立者が提出した申立書及び市長が作成した回答書の写しを公表するものとする。前条第1項の規定により苦情申立てを却下したときもまた、同様とする。

- 2 前項の公表期間は、公表した日の属する年度及びその翌年度とする。

（その他）

第 17 条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 1 日告示第 123 号）

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日告示第 28 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日告示第 35 号）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 25 日告示第 26 号）

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 1 2 条関係）

苦 情 申 立 書

年 月 日

廿 日 市 市 長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

次の工事について、落札者として選定されなかったので、その理由の説明を求めます。

工 事 名	
工 事 場 所	
説 明 を 求 め る 理 由	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする

様式第 2 号（第 1 4 条関係）

（元号） 年 月 日

苦 情 申 立 回 答 書

（申立者） 様

廿日市市長



（元号） 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、
次のとおりです。

工 事 名	
工 事 場 所	
落札者として選定 されなかった理由	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする

（元号） 年 月 日

却 下 通 知 書

様

廿日市市長



（元号） 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、
次のとおり却下します。

工 事 名	
工 事 場 所	
却 下 の 理 由	1 申立期間を経過していたため 2 申立の要件を欠いていたため 3 その他
そ の 他	

備考1 「却下の理由」欄については、該当する項目の文字を○で囲み、
 必要な事項を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。